

スマホの適切な利用に向けて

千葉県教育委員会

1 使い方をチェックしよう。

スマホの所有率は、年々高まっています。しかし、正しい使い方をしないと、トラブルの原因になったり、気付かないうちに、いじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあります。

次のチェックリストを参考にして、まずは自分自身の使い方をチェックしてみましょう。



千葉県マスコット
キャラクター
チーバくん

スマホの使い方チェックリスト

(1) 自分勝手な使い方になっていないか？

スマホを見ながら、自転車等に乗ったり、歩行したりしていないか。

駅のホームでスマホを見ながら歩いているか。

電車内で通話していないか。勝手に人物を撮影していないか。

ながらスマホでの事故、他人の写真を勝手に撮影することは罪に問われることもあります。

(2) 人を傷つけないか送信前に見直していますか？一度送ったメッセージは二度と消せません。

友だちを傷つける悪口の書き込みをしていないか。(本人が見えないところでも書いていないか)

他人に断りなくいたずらにその姿を撮影し、勝手にその写真を投稿していないか。

アニメや漫画のキャラクターを無断で投稿したり、友達に送ったりしていないか。

匿名での書き込みも特定されることもあります。直接相手に送ったものでなくても、いじめです。

(3) 個人情報を載せたり、送ったりしていないか？

SNSで自分の個人情報(学校名や学年、連絡先、アカウントのQRコード)を載せていないか。

背景などで場所がわかる写真を投稿していないか。肌を露出した写真を掲載していないか。

無料プレゼントといったサイトに、注意事項を読まずに、個人情報を書き込んでいないか。

投稿した内容から個人情報が特定されると、犯罪に巻き込まれ、危険につながることもあります。

(4) ネットで知り合った人と直接会っていないか？

知らない人のSNS上に書いてあることを信じ切っていないか。

SNS上の誘いにのり、SNS上でしか交流のない人に、会っていないか。

この人は親切そうだから大丈夫、同じ趣味仲間だから大丈夫と思って、甘い誘いにのっていないか。

SNSで知り合った人に会って被害にあった23%の人が優しくかったためと回答(警察庁調査より)

(5) 自分の生活が、スマホばかりになっていないか。

お風呂、トイレ、布団の中、いつもスマホが近くないと不安になっていないか。

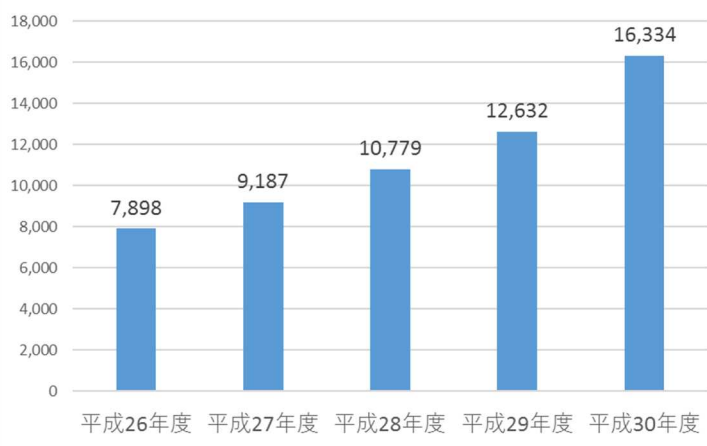
時間を制限したり、我慢しようとしたりするとイライラしていないか。

スマホの使い過ぎで、家族や友だちとケンカし、人間関係を崩しかけたことがないか。

青少年のインターネット平均利用時間は168.5分(内閣府調査より)

これら1つでも該当する場合は、適切な使い方できていない可能性があります。もう一度使い方を見直して、安全に使えるようにしましょう。

パソコンや携帯電話で、ひぼう中傷や嫌なことをされる件数(全国)



インターネットに関わるいじめは、年々増加(文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

○インターネット上のいじめの特徴

- ・拡散が早く、削除が難しい。
- ・何気無い書き込みが、いじめにつながることもある。文字情報だけでは、誤解を生じやすい。

○インターネットのいじめの形態

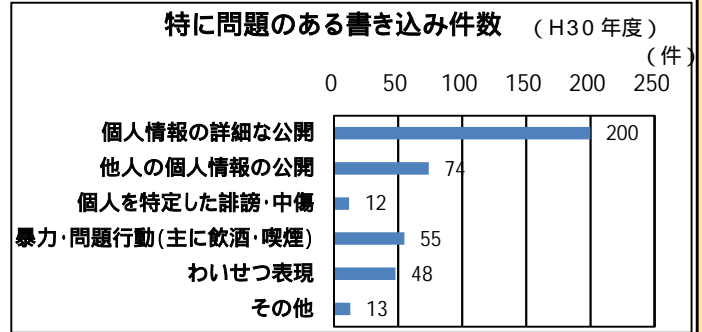
- ・無視、仲間はずれ(被害者にわからないように悪口を言う)
- ・動画をSNS上に無断掲載し、公開する。(個人が特定される動画を拡散される)
- ・なりすまし投稿(なりすまして異性にメッセージを送る等)

インターネット上に限らずいじめは、刑法上の侮辱罪や名誉棄損罪、民法上の損害賠償の対象となることがあります。

千葉県県民生活・文化課（ネットパトロール担当課）より

県では、青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防止するため、生徒が行っているSNSなどの書き込みを監視しています。

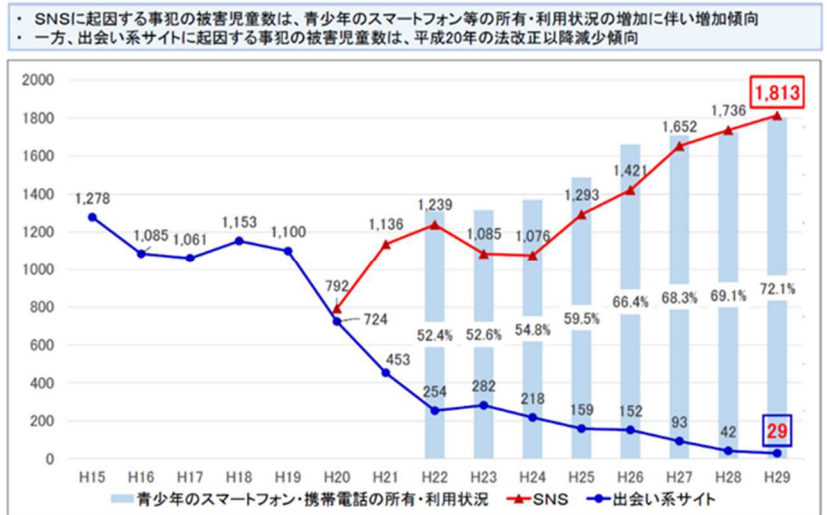
個別指導を要する問題のある書き込みのうち、最も多かったものは、個人情報（SNSのアカウントのQRコード、テストの答案、写真）を公開したものでした。自身の個人情報を公開すると、二度と消せないばかりか、個人情報が悪用されるなど危険があるため、十分に気を付けてください。



2 SNS がきっかけとなって、犯罪に巻き込まれることもあります。

平成29年度の警察庁調査によると、グラフのように、SNSがきっかけとなって被害を受けた被害児童（生徒）数は増加しています。

そのうち、16歳が25%と最も高く、13歳でも11%を占めています。SNS上の書きこみや、メッセージを信じ、同じ趣味や同じファン仲間であれば、悪い人はいないなどと勝手に思いこみ、実際に会うことで、犯罪に巻き込まれることもあります。もし出会った人に、裸の写真等を撮影され、インターネット上に掲載されたり、拡散されたりすると、簡単に削除することはできません。



保護者の皆様へ（各学校における情報モラル講演の講師 企業教育研究会理事 市野敬介さんより）

青少年インターネット環境整備法が改正され、フィルタリングやOSの設定を行うことが義務化されました。青少年のスマートフォンなどの端末のフィルタリングを無効化するのには「保護者の選択に委ねられた」ことを意味します。時間制限や利用するアプリの制限など、利用実態に合わせて細かな設定ができるように進歩しています。時を忘れて生活がおぼつかなくなる、人間関係が崩れる、いじめや犯罪に巻き込まれるなど、困っていないか、日々の会話などで確認することも、もちろん大事なことです。ルール設定やフィルタリングの活用などで、トラブルを未然に防ぐことができるようになってきていることを、保護者のみなさまの間でぜひ話題にしてください。そして「それでも何かあった時に相談できる先はどこか」を共有しておいてください。

千葉県教育委員会では、ネットいじめ対策専門部会を設置しています。インターネットのいじめに関わる機関で、児童生徒への啓発、研修の在り方等について情報共有を図るなど、インターネットいじめの未然防止に努めています。下記ホームページは、各家庭でも参考となる資料です。是非、ダウンロードいただき、活用ください。



生涯学習課「学校から発信する家庭教育支援プログラム」QRコード
 スマホ、ゲーム等の資料



県民生活・文化課「非行防止リーフレット」QRコード
 小学生向け
 ~高校生向け掲載



ネットいじめ対策専門部会QRコード
 各関係機関の取組が掲載

もしもトラブルに巻き込まれたら（相談窓口）

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 毎日24時間受付
 24時間子供SOSダイヤル（全国共通ダイヤル） 0120-0-78310
 千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン） 0120-783-497
 ○消費者庁 消費者ホットライン（買い物などでのお金についてのトラブル）188

